



安全衛生通信

【令和8年2月号】

北海道労働局

第2回 化学物質管理強調月間

「慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方」

化学物質は危険・有害な特性を持つものが多くあります。
その反面、業種・規模を問わず一般的に使用され、これら全ての取扱い事業場で適切な管理が求められるところです。

厚生労働省では、化学物質管理の重要性に関する意識高揚・
化学物質管理活動の定着を図ることを目的に、毎年2月を
「化学物質管理強調月間」と設定いたしました。
今一度、下記の実施事項の取組みをお願いいたします！



化学物質管理強調月間
特設ページ



労働基準局広報
キャラクター
「たしかめたん」

**化学物質の自律的管理セミナーが2月24日(火)14時から
オンラインで開催されます。ぜひご参加ください!**

主催:北海道産業保健総合支援センター 共催:北海道労働局

事前登録が必要です ➡ <https://www.hokkaidos.johas.go.jp/on-line-seminar/>



【 実施事項 】

1. 日常の化学物質管理の総点検

① **化学物質管理者**による管理

= 選任、職権の付与、周知、衛生管理者や産業医との連携

② 製造し、又は取り扱っている化学物質の**把握**

安全データシート(**SDS**)等による危険有害性の確認

③ **リスクアセスメント**の実施

リスクアセスメント結果に基づいた**ばく露低減措置**の実施

④ **特別規則**(有機則、特化則、鉛則、石綿則等)の遵守

2. 事業者・総括安全衛生管理者による職場巡視

3. スローガン等の掲示

4. 緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施

5. 化学物質管理の意識高揚のための行事(講習会・見学会等)の実施



参考リンクのご案内



従来の化学物質規制～法令の遵守～



厚生労働省

「安全衛生関係リーフレット等一覧」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyousei/anzen/index.html
有機溶剤中毒防止規則、特定化学物質障害予防規則等に関するリーフレットを確認いただけます。



e-GOV法令検索

「有機溶剤中毒予防規則」

<https://laws.e-gov.go.jp/law/347M50002000036/>

有機溶剤(※)の範囲、有機溶剤を含む物を使用する事業場で講ずべき措置について確認いただけます。
※他の物質を溶かす性質を持ち、一般的に揮発性が高く、呼吸や皮膚接触により体内に吸収されやすい。



e-GOV法令検索

「特定化学物質障害予防規則」

<https://laws.e-gov.go.jp/law/347M50002000039>

特定化学物質(※)の範囲、特定化学物質を含む物を使用する事業場で講ずべき措置について確認いただけます。
※がん、皮膚炎、神経障害等の健康障害を引き起こすおそれがある。



e-GOV法令検索

「鉛中毒予防規則」※四アルキル鉛中毒予防規則も定められています。

<https://laws.e-gov.go.jp/law/347M50002000037>

鉛(※)を含む物を使用する事業場で講ずべき措置について確認いただけます。
※頭痛・めまい・嘔吐、造血器障害、末梢神経障害、胃腸障害を引き起こすおそれがある。



新たな化学物質規制～自律的な管理～



厚生労働省

「化学物質による労働災害防止のための新たな規制について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html

概要、関連法令・通達等、対象物質の一覧、Q&A、テキスト・動画・マニュアル、相談窓口を確認いただけます。



厚生労働省

職場の化学物質管理の道しるべ「ケミガイド」

<https://chemiguide.mhlw.go.jp/>

労災事例、教材資料(外国語含む)を確認いただけます。



厚生労働省

職場のあんぜんを応援する情報発信サイト「職場のあんぜんサイト 化学物質」

https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/kagaku_index.html

GHS対応モデルラベル作成法、リスクアセスメント実施支援(「CREATE-SIMPLE」含む)を確認いただけます。



独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所

職場の化学物質管理総合サイト「ケミサポ」

<https://cheminfo.johas.go.jp/>

法改正の背景を含めて、新たな化学物質規制・自律的な管理について詳しく確認いただけます。



この情報の詳細については、管轄の労働基準監督署までお問い合わせください。